主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

0 事実

当事者の求めた裁判 第一

請求の趣旨

- 被告が昭和五五年六月六日付で原告に対してしたたばこ小売人不指定処分を取 り消す。 2 訴訟費用は被告の負担とする。

主文同旨

第二 当事者の主張

請求原因

1 原告は、昭和四六年一〇月ころから、新潟県南蒲原郡<地名略>において、夫 のAとともに吉野屋と称する食料・雑貨商を営んでいる者であるが、同所においてたばこ小売販売を始めるため、昭和五五年二月二七日、被告に対し、たばこ小売人指定の申請をしたところ、被告は、昭和五五年六月六日付で原告に対してたばこ専売法(以下「注しという」) ニーター原門 早れが同共に基づいて日本東東の特にお 売法(以下「法」という。) 三一条一項四号及び同法に基づいて日本専売公社において定めているたばこ小売人指定関係規程(以下「規程」という。) 五条一項五号 の標準取扱高不足の規定に該当することを理由としてたばこ小売人不指定の処分を した(以下「本件不指定処分」という。)

そこで、原告は日本専売公社総裁に対し、昭和五五年七月五日、被告の本件不指定処分の取消しを求めて審査請求をしたが、同総裁は、昭和五六年四月一六日、本件不指定処分と同旨の理由で審査請求を棄却する旨の裁決をなし、同裁決は同月二〇 日ころ原告に送達された。

しかしながら、本件不指定処分は次の理由により違法である。 法二一条一項四号及びこれに基づく規程五条一項五号 (標準取扱高不足) によるたばこ小売人指定の制限は、憲法二二条一項に違反し、無効である。 すなわち、たばこ販売も本来国民が有する基本権の一つである営業の自由として憲 法二二条一項により保障されているものである。そして、この権利は憲法上公共の 福祉の制約に服するものであるが、右の制約は正当な政策目的を達成するために制 約を加える必要があり、かつ制約の態様及び程度が相当なものでなければならず、 合理性を欠く制約は憲法二二条一項に反し、違憲無効といわなければならない。 そこで、法三一条一項四号及び規程五条一項五号によるたばこ小売人指定の制約の 合理性についてみるに、たばこ専売制が採用されている所以は、国の財政上の重要 な収入を図ることを主たる目的とすると同時に、公衆が日常生活上たばこを利用しようとする場合に僻地たると都会たるとを問わず同一品質のたばこを同一価格により販売することによつて、公衆の広い需要を均等にみたす機会を与え、比較的簡便なの容易になばこれである。 かつ容易にたばこを購入できるものとし、もつて公衆の日常生活の利便を図ろうとしているところにある。けつしてたばこ小売人の指定にあたり、小売人が製造たば この販売によつて得る収益を確保又は保障することを目的とするものではないので ある。

ところが、法三一条一項四号及び規程五条一項五号による標準取扱高による制限 は、既設の小売人のたばこ販売によって得る収益を確保し、その保護を図るものにほかならないといわざるをえない。すなわち、たばこ専売制の主目的をある国の財 政上の収入の観点からすれば、標準取扱高による制限は、まつたく無意味であるば かりか、むしろ右主目的に反するものであり、たばこの購売者の絶対数はほぼ決つ ており、右の制限をせずにたばこ小売人を指定した場合は一店当りの取扱高が減少 するとしても国全体としてみた場合にはたばこ売上げによる収入は減少することは ありえない。かえつてたばこ小売人同士は自己の売上げを伸ばすべく営業努力をす るため、全体としてたばこの売上げによる収入が増加することが十分予想され、右 の制限はたばこ専売制の主目的である国の財政上の収入を図ることにはならないの である。また、取扱高が低いことを理由に新たな小売人を認めないことは、前記の 比較的簡便かつ容易にたばこを購入できるようにし、以つて公衆の日常生活の利便 を図るという目的にも反するのであつて、本件の場合においても、原告がたばこ小 売人となることにより、興野、福原、狐興野らの原告の営業所に近い住民らや右営 業所付近の道路を利用する者に簡便かつ容易にたばこを購入できる機会を提供する ものにほかならない。

してみると、法三一条一項四号及び規程五条一項五号による制限は、既設小売人の保護を図る以外の何ものでもなく、たばこ専売制の目的とするところではないのであつて、経済の自由競争を基盤とする我国において、たばこ小売人の制限は、何ら正当な政策目的を達するためのものでもなく、かつそのような制限を加える必要も見い出されず、制限の合理性は認められない。よつて、法三一条一項四号及びこれに基づく規程五条一項五号(標準取扱高不足)の規定は、憲法二二条一項に反し、無効といわなければならない。

(二) 仮に、法三一条一項四号及び規程五条一項五号の規定が合憲であるとしても、原告の予定営業所付近の住宅・営業所の所在状況、原告の固定客数、交通の便、通行量等からすれば、原告の取扱予定高は月平均約三〇万円近くに達することが見込まれ、原告は標準取扱高に達していたにもかかわらず、被告は、原告の標準取扱高の算定に際し、その前提事実の重大な誤認によりこれを不当に低く見積つた違法がある。

よつて、原告は本件不指定処分の取消しを求める。

二 請求原因に対する認否

- 1 請求原因1の事実のうち、原告が食料・雑貨商を始めた時期及び裁決書が原告に送達された日は知らない。その余の事実は認める。
- 2 同2(一)、(二)はいずれも争う。
- 三を被告の主張

1 標準取扱高不足によるたばこ小売人指定制限の合憲性について

法は、たばこりでである。 には国売の権能は国に、大きには日本専売公社(以売して、 にたばこを販売させることができ、公社又は指定したがでなければ販売しいてはない(法二九条)と規定している。すなわち、たばこの販売等の事業についてもいではなく、の目的から一般的に禁止しているのではなく、の指定は、本来国民の行いえないたばこ販売を特に特別の場合に国民に行のといたばこ販売を特に対し、の場合におります。 制を採用している。したがつて、公社の行うたばこ小売人の指定は、本のではないではなり、の場合には、本来国民の行いたばこりである。というには、この性格を新たに関連の行為であるが、ということができる。というにとができる。というにということができる。というにというにというにというにというには、たらには、たらには、ということができる。というには、この情には、こ

売制を円滑にかつ合目的的に施行するための必要かつ合理的な制約であつて、なん

ら憲法二二条一項に違反するものではない。

2 原告の標準取扱高不足について

たばこ小売人の指定にあたつては、前記のように専売事業の健全にして効率的・経済的運営を図るという企業政策的あるいは専門技術的な見地に立つた考慮を要するとから、法三一条一項は、公社によるたばこ小売人の指定につき、適用に幅のあるところのあるいは会社による補充を要するところの抽象的規定を設けて会社による補完あるいは具体化を予定している。そこで、法三一条一項四号の規定の趣旨を具体化するため内部基準として規程を定め、これの運用に関し「たばこ小売人指定関係規程運用要領」(以下「要領」という。)を設けてたばこ小売人の指定の適正化、合理化を図り、あわせて、小売人の指定が恣意に流れるのを防止するとともに各指定相互間に矛盾・差異の生ずることがないようにしている。

そして、被告は実地調査その他の客観的資料に基づいて適正に原告の右標準取扱高 不足を認定したものであるから、これを理由としてなした本件不指定処分はもとよ り適法である。

四 被告の主張に対する認否

1 被告の主張1は争う。

2 同2のうち、原告の場合におけるたばこ小売人指定の標準取扱高が被告主張の 月額二四万円であることは認め、その余は争う。

五 原告の反論

六 原告の反論に対する戒告の認否及び再反論

原告の反論のうち、河内工務所が原告の供給対象範囲内にあることは認め、その余の事実は否認する。

原告予定営業所周辺の住宅群は、南測と北側に大別され、住宅の大半は南側に集中しているが、原告の予定営業所は二つの住宅群からやや離れた位置にある。原告の予定営業所の東側及び南側にはほとんど住宅等は存在しておらず、しかも南側住宅

群の中にはB小売人及びC小売人が配置されていること等からみて、原告の供給範囲は北側住宅群の自住宅群のうちの一部に限定され、供給対象世帯数は三土往復の手で乗降客数も一日二人で見ばないらえ、右バス停におけるが、一日二人で大きないらえ、右が、原告の予定営業が、一日二人がでまた。の予に対しての事では、一日により、住宅が、大きないのでは、一日により、はでは、一日により、はでは、一日により、はでは、一日により、はでは、一日により、はでは、一日により、はでは、一日により、は、一日により、ないのでは、一日により、一日により、は、一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、「一日により、」にはいることには、「一日によります」」「一日により、「日により、」」、「日により、

の規模を考慮して、すでに供給世帯数の中に含めている。 取扱予定高については、申請者の予定営業所の店頭において通常販売することが見 込まれる取扱高を客観的資料に基づいて算定するものであり、出張販売による売上 げは取扱予定高の算定につき考慮すべきものではない。自動販売機による販売も小 売人が人手による対面販売を十分に行うことのできない場合にそれを補完する手段 として設置されるものにすぎず、供給対象世帯数に変動はないのであるから、申請 者に見込まれる取り

第三 証拠(省略)

〇 理由

一 請求原因 1 項の事実については、原告が食料・雑貨商を開業したのは昭和四六年一〇月ころであること及び本件不指定処分についての審査請求に対する裁決書が原告に送達されたのは昭和五六年四月二〇日ころであることを除き当事者間に争いがなく、右の点については証人 A の証言によりこれを認めることができ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

二、まず、法三一条一項四号及びこれに基づく規程五条一項五号(標準取扱高不足)によるたばこ小売人指定の制限が憲法二二条一項に違反するか否かについて検討する。

2 ところで、法三一条一項四号及び規程五条一項五号は、公社によるたばこ小売人の指定について、申請者の取扱予定高が公社の定める標準取扱高に達しない場合にはたばこ小売人の指定をしない旨を定めている。この規定は、たばこ小売人が高級、販売等に要する経費を節減し、たばこにつき専売制を採用する主目的である国の財政上の収入の確保を図ることが可能となる。また、右規定による制限なしたばこ小売人を数多く指定するならば、一見消費者の利便を満たすようにもとによるが、あまりに多くの零細なたばこ小売人を認めることは公社による指導・監督を表して、公社による専売品たるたばこの品質及び価格の保持ができ、国民一般の需要

を均等に満たすことが可能となるのである。

したがつて、法三一条一項四号、規程五条一項五号に基づく標準取扱高不足による たばこ小売人指定の制限は、たばこ販売等について専売制を採用する趣旨・目的に 適合するものであって、たばこ専売制の一環として公共の福祉を維持するための制 度であり、なんら憲法二二条一項に違反するものではない。

次に、原告の取扱予定高が公社の定める標準取扱高に達していたか否かについ て検討する。

- たばこ小売人の指定は、前記のように企業政策的又は専門技術的見地に基づく 考慮を要し、法三一条一項四号はその具体的適用において公社の定める準則によつ て補充されることを予定しているが、公社はこれに基づき法の予定する妥当性の範 囲内においてたばこ小売人の指定を適正かつ公平に行うために規程(乙第一号証) 及びその運用に関する運用要領(乙第二号証)を定めている。
- そして、原告の予定営業所における標準取扱高は、七等地で月額三〇万円であ るが、原告が身体障害者福祉法に定める身体障害者に該当するので、右標準取扱高のうち八割を標準とみなされるため原告の場合の標準取扱高が月額二四万円である ことは当事者間に争いがない。
- 3 ところで、右運用要領は、たばこ小売人指定申請者の取扱予定高の認定につき 数種の算定方式を示しているが、このうち被告が原告の取扱予定高を認定するにあ たり採用した運用要領に定める次の算定方式は、後記のような地域環境にある本件 においては最も適切なものと認められる。

地域の販売実績/地域の戸数×申請者の供給見込戸数

- -) 成立に争いのない甲第一号証、乙第三、第四号証、第六号証、第九ない」 -一号証、原告主張のような写真であることにつき争いのない乙第七号証、証人 D、同A (ただし、後記措信しない部分を除く。) の各証言によれば、次の事実が 認められる。
- 原告の予定営業所は、新潟県南蒲原郡<地名略>のうち興野、狐興野、未 (1) 宝、福原、宮内丁と呼ばれる地区からなる戸数約一三〇世帯の兼業農家を中心とす る部落に属するが、この部落は南北に長く、住宅の分布状況からおおまかにみて約 三〇世帯ある興野地区の北測住宅群と狐興野、未宝、福原、宮内丁地区からなる南 側住宅群とに大別でき、このうち南側住宅群に住宅の多くが集まっている。
- 原告の予定営業所は、部落全体としてみると中間の地点にあるが、北側住 (2) 宅群の南の外れにあり、また、南側住宅群の北端でかつ東端にあり、比較的住宅の 少ない地域に位置しており、原告の予定営業所の南側及び東側はいずれも田であつ て住宅はない。
- この部落には、すでに南側住宅群内にB小売人(屋号・角美屋)及びC小 (3) 売人(屋号・C商会)の両既設たばこ小売人が存在してたばこ販売を行つており、 原告の予定営業所は、B小売人の営業所から約五〇〇メートル、C小売人の営業所 から約五五〇メートル離れた場所に位置している。
- 原告がその予定営業所付近にある事業所としてあげる有限会社船津産業 (4) は、昭和五五年八月五日に開業し、土木建築業を営むものであり、高橋商店は、昭 和五五年四月に開業し、トラツク運送業を営むものであるが、いずれもその業務内 容からして日中に事務所で勤務する者は少なく、また、有限会社阿部製作所、有限 会社福原機器、小野工務店はいずれも本件部落のうち南側住宅群に所在するもので あり、河内工務所のみが北側住宅群のなかにある。
- (5) 原告の営業所の西方約一三〇メートルのところに越後交通株式会社のバス の興野停留所があるが、そこの一日のバスの運行本数は上・下合わせて一一本であ つて、その乗降客も少なく、また原告の予定営業所の南側は幅員約四・五メートルの村道に面しているが、ここを通行する車両や通行人の数はわずかで閑散としてい る。

以上の各事実が認められ、右認定に反する証人Aの供述部分はたやすく措信でき

ず、他に右認定を覆すに足りる証拠はない。 以上の認定事実によれば、本件の部落のうち、南側住宅群の大半については原告が たばこ小売人に指定された場合でも既設小売人であるB小売人、C小売人がたばこ を供給することが予想されるのであり、原告がたばこを供給できる区域は興野地区 にあたる北側住宅群が中心となるものであつて、その供給対象世帯数は、多く見積 つても北側住宅群と、南側住宅群の一部の約四〇世帯を超えることはないというべ きである。

ところで、成立に争いのない乙第八号証、証八Dの証言によれば、原告が

予定営業所と定めた中之島村には既設小売人として二四店あるが、このうち地域環境を異にし住宅地区にある四店を除いた二〇店における昭和五四年四月から九月までの出張販売分を除いた店頭販売による一か月当りの一世帯のたばこ消費金額は金四七八二円であることが認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

なお、前記認定によれば、原告の予定営業所の南側の前面道路は車両及び人の通行量は少ないものと認められるので、原告の取扱予定高の算定にあたりこれを考慮する必要はない。また、原告は、営業所以外で出張販売し、多くの売上げを収めるとができる旨を主張するが、法は、たばこ小売人の指定を受けるためにはその取扱予定高が出張販売によらず営業所での店頭販売により会社の定める標準取扱高にすることを要求しているものと解されるから(法三〇条一項、三項、四項参照)、原告の右主張は失当である。更に、原告は自動販売機による売上げも加算するもの原告の右主張は失当である。更に、原告は自動販売機による売上げも加算するもの原告の方定営業所に設置されるものではないから、右主張も大きである。

4 したがつて、原告の予定営業所における取扱予定高は原告の場合の標準取扱高である金二四万円に達しないことは明らかであるから、法三一条一項四号に該当するものといわなければならない。

四 よつて、被告が原告に対してなした本件不指定処分にはなんらの違法の点はなく、原告の本訴請求は理由がないのでこれを棄却することとし、訴訟費用の負担に つき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判官 柿沼 久 清水信雄 石田浩二)